

# わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 近江八幡市実行委員会

## 第2回常任委員会

### 【別冊資料】

○ わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市協賛取扱要項	・・・	P1
○ わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市運営ボランティア募集要項	・・・	P6
○ わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市識別用品整備要項	・・・	P9
○ わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市遺失物及び拾得物取扱要項	・・・	P11
○ わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市保険加入要項	・・・	P27
○ わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市案内所・休憩所設置運営要項	・・・	P30
○ わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市売店設置運営要項	・・・	P32
○ わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市歓迎・おもてなし実施要項	・・・	P46
○ わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市式典実施要項	・・・	P47
○ わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市弁当調達実施要項	・・・	P49
○ わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市医療救護対策要項	・・・	P51
○ わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市感染症（防疫）対策要項	・・・	P53
○ わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市食品衛生対策要項	・・・	P54
○ わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市環境衛生対策要項	・・・	P55
○ わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市輸送交通業務実施要項	・・・	P57
○ わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市警備・消防防災実施要項	・・・	P61

## わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市協賛取扱要項

### 1 目的

この要項は、近江八幡市で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### 2 協賛の内容

- (1) 協賛の受入れは、原則として大会の広報啓発や歓迎装飾又は大会の運営に要する用具（以下、「協賛物品」という。）について受け入れるものとし、協賛物品の例は別表第1のとおりとする。
- (2) 資金による協賛の申入れがあった場合は、その資金を大会の協賛物品等に充てるものとする。

### 3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (3) 実行委員会は、協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (4) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (5) 協賛物品等の搬入、設置及び撤去等に係る費用は、原則として協賛者の負担とする。

### 4 協賛として受け入れないもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

- (1) 大会の趣旨に反すると認められるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあると認められるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあると認められるもの
- (4) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (5) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの
- (6) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (7) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

### 5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じて、協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示できない場合は、この限りでない。

- (2) 前号の協賛表示は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会と協議し、承認を得て行うものとする。
- (3) 協賛者への呼称使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の愛称等を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

例)

〇〇社は、	わたSHIGA輝く 国スポ・障スポ	近江八幡市開催競技を応援しています。 近江八幡市開催〇〇競技会の協賛企業です。
-------	----------------------	--

※ 市・競技を限定せずに、大会全体を指す呼称は使用できません。

## 6 協賛への謝意

- (1) 実行委員会は、協賛物品等の提供を受領したときは、協賛者に感謝状の贈呈等を行うことができる。
- (2) 協賛への謝意基準は別表第2のとおりとする。
- (3) 協賛についてのホームページ上での紹介及び掲載内容については別表第3のとおりとする。

## 7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会の終了日までとする。

## 8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和5年9月27日から施行する。

別表第1（協賛物品の例）

項目	物品名
啓 発 用	のぼり旗、横断幕、ポスター、ポケットティッシュ など
おもてなし用	飲料水、参加記念品、特産品 など
競 技 会 用	スタッフ衣類（服飾、帽子等）、資料用袋 など
開 催 準 備 用	自動車（貸与）、事務用品（貸与） など
そ の 他	実行委員会との協議による

別表第2（謝意基準）

協賛者	協賛物品等総額	感謝状等	対応方法	贈呈者
企業・団体	50万円以上	感謝状	贈呈式	会長又は副会長
	50万円未満 10万円以上		又は 持参	事務局長
	10万円未満	礼状	郵送	—
備考				
(1) 協賛物品等については、市価に金額換算して対応する。金額換算が困難であるものについては、別途協議のうえ対応する。				
(2) 贈呈式については、協賛者の意向を確認のうえ、実施する。				

別表第3（掲載内容）

協賛者	評価額	ホームページ	報告書等	協賛物品	協賛者の 呼称使用
企業 ・ 団体	10万円以上	協賛者バナー貼 付、写真及び記事 掲載	協賛者名掲載	掲載可能物品 全てに協賛者 名掲載	使用可
	10万円未満	協賛者名掲載			

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市運営ボランティア募集要項

1 目的

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市市民協働基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において、運営に従事するボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

3 活動内容

運営に従事するボランティアの活動内容は、以下のとおりとする。

区分	主な活動内容
受付・案内	競技会場等における受付・案内、資料配布、大会情報提供等
おもてなし	休憩所におけるドリンクサービス、弁当配付、空き箱回収、その他おもてなしに関すること
会場整理	競技会場の準備、来場者の誘導、その他競技会場等の運営に関すること
環境美化	競技会場内外の美化・清掃活動、装飾等管理
駐車場整理	駐車場の案内・整理、シャトルバス誘導等
その他	上記のほか、競技運営等に関する活動

4 募集期間

令和5年10月2日(月)から令和7年5月30日(金)までとする。  
ただし、実行委員会は必要に応じて期間を変更できるものとする。

5 活動期間

ボランティア登録日から大会終了までとする。  
ただし、登録時点において小学生の場合、活動開始は中学生になってからとする。

6 応募条件

平成25年4月1日以前に生まれた方（令和7年4月1日時点で中学生以上）で、以下のいずれかに該当すること。

ただし、応募時点で18歳未満の方については、申込みの際に保護者の同意を得るもの

とする。

- (1) 本市に在住、通勤、通学している個人。
- (2) 本市に活動拠点を有する団体。
- (3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人及び団体。

## 7 応募方法

ホームページの応募フォームからの申込み、又は所定の申込書に必要事項を記入の上、実行委員会事務局に持参、郵送、メール若しくはFAXにより申込むものとする。

なお、18歳未満の申込みについては、保護者の同意が必要なため、持参又は郵送に限る。

## 8 登録・抹消

- (1) 実行委員会は、応募条件を満たした応募者をボランティアとして登録する。
- (2) 実行委員会は、本人又は当該団体の代表者から届出があった場合に登録内容を変更することができる。
- (3) 実行委員会は、次の場合に登録を取消することができる。
  - ア 本人又は当該団体から届出があったとき
  - イ 大会のイメージを損なう行為があったとき
  - ウ 大会運営に支障があると判断したとき

## 9 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容、日時及び場所については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

## 10 研修等

実行委員会は、ボランティア登録者に対し、大会への理解を深め、円滑な運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を開催する。

### 11 報酬及び交通費等

ボランティア活動、研修等に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

### 12 服飾及び食事

ボランティアの活動にあたっては、運営ボランティアであることが識別できる服飾等及び食事等について、必要に応じて実行委員会が支給する。

### 13 保険

ボランティア活動及び研修等の参加にあたり、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」及び「賠償責任保険」に加入するものとする。それ以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

#### 1.4 個人情報の取扱い

応募者の個人情報については、近江八幡市個人情報保護条例をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に保護する。

ただし、申込み時にわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、県実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

#### 1.5 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要項は、令和5年9月27日から施行する。

## わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市識別用品整備要項

### 1 目的

この要項は、わたSHIGA輝く国スポにおいて、近江八幡市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等関係者の識別用品整備について、必要な事項を定める。

### 2 整備品目

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が整備する識別用品の品目は、次のとおりとする。

- (1) IDカード（カードケースを含む。）
- (2) 服飾品（帽子及び上着）
- (3) その他運営上必要が生じた識別用品

### 3 配付対象者

識別用品の配付対象者は、次のとおりとする。ただし、配付対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、IDカードのみの配付とすることができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督
- (8) 視察員、報道員
- (9) 大会関係者
- (10) その他市実行委員会が必要と認める者

### 4 着用

配付対象者は、原則として実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

### 5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として実行委員会が指定するものとし、従事する競技役員等の識別を図ることができるものとする。

## 6 競技共催市との協議による整備

他市と共催で行う競技に係る識別用品の整備については、当該市と協議のうえ定める。

## 7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関し必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における識別用品についても、必要に応じてこの要項を準用する。

## わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市遺失物及び拾得物取扱要項

### 1 目的

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ」において、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が管理する競技会場、練習会場及び駐車場等で、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、遺失物法（平成18年法律73号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

### 2 取扱い及び保管

- (1) 遺失物及び拾得物の提出先は、各競技会場のわたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実施本部（以下「実施本部」という。）が運営する受付案内所とし、実施本部受付案内係（以下「受付案内係」という。）が取扱業務及び一時管理業務を行う。
- (2) 受付案内係は、その日の業務終了までに拾得物の落とし主が判明しない場合は、当該拾得物を各競技会場の実施本部会場総務係（以下「会場総務係」という。）へ引き継ぐ。
- (3) 会場総務係は、引き継いだ拾得物を盗難、紛失の事故等がないよう、あらかじめ定められた保管場所へ保管する。ただし、貴重品については、速やかに実行委員会へ引き継ぐものとする。
- (4) 競技会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

### 3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は拾得物受理書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、拾得者に対して拾得物受理書（控え）（様式第2号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第3号）及び拾得物閲覧簿（様式第4号）に記入し、拾得物閲覧簿を閲覧に供する。この場合において、拾得物に拾得物個票（様式第5号）を貼付し、受付案内係で一時保管する。
- (2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第6号）の提出を受け、遺失者に対し、遺失物届出書（控え）（様式第7号）を交付するとともに遺失物一覧簿（様式第8号）に記入のうえ、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がない場合は、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

### 4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第9号）を作成し、署名を受ける。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第10号）を受理した後に、

運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受ける。

- (3) 拾得者が報労金請求権等を取得した場合は、実行委員会が拾得物返還通知書（様式第 1 1 号又は様式第 1 2 号）を作成し、拾得者に通知する。

## 5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 会場総務係は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を実行委員会に引き継がなければならない。ただし、会場総務係は、拾得の翌日から起算して7日以内に所轄警察署に引き継ぐ必要があるため、この時期を失しないように留意する。
- (2) 実行委員会は、会場総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から起算して7日以内に、拾得物届出書（様式第 1 3 号）を添えて所轄警察所に引き継ぐ。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を所轄警察署に伝える。

## 6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、遺失物及び拾得物の取扱いに関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における遺失物及び拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

## わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市保険加入要項

### 1 目的

この要項は、近江八幡市で開催する「わたSHIGA輝く国スポ」の開催準備業務及び開催期間中（以下「大会期間中」という。）において、大会関係者又は第三者に発生した事故等に対する補償に関し、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が加入する保険について必要な事項を定める。

### 2 契約

実行委員会は、保険の内容に応じて、損害保険会社等と保険契約を締結する。

### 3 保険内容

実行委員会は、損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 損害賠償責任保険

大会期間中に第三者に対して損害を与え、かつ被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故の補償に係る保険をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

##### ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場、案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有又は管理運営するものの不備又は運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

##### イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等での医師又は看護師等の業務により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

##### ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

##### エ 受託者賠償事故

実行委員会が借り受けた器具等を滅失、破損、汚損若しくは紛失し、又は盗取若しくは詐取されたことなどにより、貸主に法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

##### オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の偶然な事故に起因して、第三者の生命及び身体並びに所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

#### (2) 傷害保険

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師及び看護師等の大会従事者が、大会期間中に準備若しくは運営に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中に発生した偶

然の事故により、生命又は身体に生じた損失の補償に係る保険をいう。

また、一般観覧者においては、実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた事故の補償に係る保険をいう。

#### 4 補償金額

補償金額は、加入保険に規定された範囲内において対応する。

#### 5 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、原則として保険の対象外とする。

##### (1) 損害賠償責任保険

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

##### (2) 傷害保険

- ア 被保険者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 被保険者自身の疾病及び心神喪失による事故
- エ 被保険者の自殺行為及び犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

#### 6 事故報告

- (1) 競技会係員等は、事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理したときは、速やかにその旨を当該保険契約の相手方に連絡し、所定の手続きを行わなければならない。

#### 7 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、当該保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の規定によるものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、保険に関して必要な事項は別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における保険加入についても、必要に応じてこの要項を準用する。

## わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市案内所・休憩所設置運営要項

### 1 目的

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市歓迎・接伴基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所及び憩いの場、交流の場を提供するための休憩所の設置並びに運営について、必要な事項を定める。

### 2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

### 3 設置場所

総合案内所は、鉄道駅に関係機関等と協議のうえ設置する。また、会場内案内所及び休憩所は、各競技会場に設置する。

### 4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の設置期間は、原則として各競技会の開始日から終了日までとする。

### 5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の開設時間は、原則として開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。

### 6 業務内容

#### (1) 総合案内所

- ア 競技の案内に関すること。
- イ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること。
- ウ 案内資料等の配布に関すること。
- エ その他各種案内に関すること。

#### (2) 会場内案内所

- ア 大会参加者等の受付案内及び資料等の配布に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。

ウ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること。

エ 迷子、遺失物、拾得物の受付に関すること。

オ その他各種案内に関すること。

(3) 休憩所

ア 必要に応じて行う大会参加者等への飲食物の提供に関すること。

イ その他、休憩所運営に関すること。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置運営に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

## わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市売店設置運営要項

### 1 目的

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市歓迎・接伴基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者及び一般観覧者のおもてなしに努めるとともに、近江八幡市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

### 2 設置場所

売店は、競技会場に設置する。

### 3 設置期間

売店の設置期間は、競技会場における競技の開始日から終了日までとする。

### 4 開設時間

売店の開設時間は、開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができる。

### 5 出店数、位置及び規模

出店数及び位置は、実行委員会が決定し、出店規模は1店舗当たり1ブース約20㎡（2間×3間のテント相当）とする。ただし、実行委員会は出店状況等勘案し、必要に応じてこれを変更できるものとする。

### 6 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては、実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。

なお、実行委員会の売店出店許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、実行委員会に申出をするとともに、必要に応じて近江八幡消防署に届出をするとともにブース内に必ず消火器（使用期限内のものに限る。）を設置しなければならない。

- (1) テント1張以内（テント以外での出店の場合は、テントの準備はありません。）
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内
- (4) その他実行委員会が運営設備として必要があると認めたもの

### 7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品

(2) 国スポ記念グッズ

公益財団法人日本スポーツ協会又はわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの

(3) 郷土物産品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、提供直前に加熱処理を行うものであること。

なお、下処理をする場合は、あらかじめ営業許可施設等で行うこと。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が必要と認めたもの

## 8 出店者要件

売店の出店者は、(1)及び(2)に該当する者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請時に1年以上、近江八幡市内に店舗を有して営業している者

イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ 第74回国民体育大会（第78回国民スポーツ大会含む。）以降の国体又は競技別リハール大会に出店実績がある者

エ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件の全てに該当する者

ア 競技開催期間中、この要項で定める事項を厳守し、継続して出店すること。

イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 申請時点において、市町村税、法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

カ 「近江八幡市暴力団排除条例」第2条第1号又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員、又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではないこと。

## 9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、以下の書類を実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店申請書（様式第1号）
- (2) 売店出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店従事者、運搬車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (5) 営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写し（保健所の許可等が必要な商品の場合）
- (6) 主たる事業所のある自治体の市町村税の納税証明書（写し可、発行から3か月以内のもの）
- (7) 法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書（写し可、発行から3か月以内のもの）
- (7) 売店責任者及び従事者の本人確認書類（免許証、パスポート等公的機関が発行したものの写し）

## 10 出店者の選定

実行委員会は、前項の規定により出店申請を行ったものについて、この要項に基づき審査を行い、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、申請者が次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して出店者として選定することができる。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他実行委員会が適当と認める者

## 11 売店出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、「売店出店許可決定通知書（様式第5号）」を交付する。また、出店料の納付を確認した後、「売店出店許可証（様式第6号）」を交付する。

## 12 経費負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、実行委員会が別に定める出店料を負担する。
- (3) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、「売店出店料免除申請書（様式第7号）」を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し「売店出店料免除決定通知書（様式第8号）」を発行する。
  - ア 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」に規定する障害者就労施設等
  - イ 実行委員会の要請により出店する場合
  - ウ 上記に掲げるもののほか、実行委員会において特に必要と認める者
- (4) 出店を許可された者は、実行委員会が指定する期日までに、実行委員会が指定する口座に出店料を納付すること。なお、振込に係る手数料は、出店者の負担とする。

- (5) 既に納付された出店料は返還しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めたときはこの限りではない。

### 1 3 保健所及び消防署への手続き

#### (1) 保健所

臨時営業許可を必要とする出店者は、実行委員会から出店者として選定されたときは、速やかに保健所に許可申請を行い、営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写しを実行委員会に提出しなければならない。

#### (2) 消防署

東近江行政組合火災予防条例（昭和47年中部地域消防組合条例第1号）第45条第1項第6号の規定に基づく「露店等の開設届出書」の提出については、出店者として選定したもののうち、火気器具等を使用する旨の申告があったものについて、実行委員会が取りまとめて行うものとする。

### 1 4 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中は常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、速やかに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、実行委員会の指示に従い、売店の運営に当たらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

### 1 5 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理及び加工等を行うこと。
- (5) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (6) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めたものはこの限りではない。
- (7) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (8) 実行委員会の許可を受けていない火気器具等又は燃料等危険物を使用すること。
- (9) その他国スポ運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

### 1 6 厳守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 実行委員会から交付される「売店出店許可証（様式第6号）」を店頭の見やすい位置に掲示すること。

- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等を表示するところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。
- (6) 販売品等の搬入及び搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する通行許可証等を見やすい位置に掲示すること。  
なお、原則として搬出入車両は、1売店につき1台とする。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、国スポ運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 従事者は清潔感のある服装を心掛け、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (9) 接客にあつては、おもてなしの心で親切・丁寧な対応を心掛けること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法上の規定を厳守するとともに、保健所の指示に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等を出したときは、その指示に従うこと。
- (12) 従事者の変更、追加、削除等があつた場合は、速やかに実行委員会に報告すること。  
なお、変更、追加の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (13) その他関係法令等を遵守し、施設管理者及び実行委員会の指示に従うこと。

## 17 管理運営

売店における販売品及び売店設備の管理は、出店者の責任において行うものとし、火気、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

## 18 事故等の発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生した時には、売店責任者は、初期対応に当たるとともに直ちに実施本部に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見した時は、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

## 19 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。

なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の還付を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。

- (2) 「売店出店許可証（様式第6号）」の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 「売店出店許可証（様式第6号）」の交付を受けた者が、その交付日から大会終了日までの間に食中毒を発生させたとき。
- (4) 保健所からの指示があったとき。
- (5) その他実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

## 20 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

## 21 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することができない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店の準備に要した経費等の補償を実行委員会に請求することができない。

## 22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、実行委員会の検査を受けなくてはならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

## 23 個人情報の取扱い

売店従事者等の個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

## 24 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

## わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市歓迎・おもてなし実施要項

### 1 目的

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市歓迎・接伴基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者を歓迎し、心のこもったおもてなしを行うとともに、観光情報等の発信を行うことについて、必要な事項を定める。

### 2 実施内容

#### (1) 歓迎装飾

##### ア 装飾場所

競技会場、鉄道駅及びその他必要と認められる場所に設置する。

##### イ 装飾内容

景観等に配慮し、周辺環境との調和を図り、効果的に歓迎の意を表す装飾を心掛けて看板、横断幕、のぼり旗及びプランター等を設置する。

##### ウ 装飾期間

施設管理者等と協議のうえ、期間を定める。

#### (2) おもてなし

ア 関係機関、団体等の協力を得て、接遇意識の高揚を推進するほか、競技会係員やボランティア等に対して必要な研修を行う。

イ 大会終了後の近江八幡市への誘客を図るため、競技会場等において近江八幡市の魅力を感じていただける取組みを実施するとともに、観光ガイドブック等の配布を行う。

### 3 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、歓迎及びおもてなしの実施に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における歓迎及びおもてなしの実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

## わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市式典実施要項

### 1 目的

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ」における近江八幡市開催競技会の式典実施について、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市式典基本計画」に基づき、必要な事項を定める。

### 2 方針

式典は、競技会への参加意欲を高めるとともに、選手の健闘を心から称え、多くの方が喜びと感動を分かち合えるものとする。内容については、選手のコンディション及び競技運営に配慮し、簡素化に努める。

### 3 式典運営

- (1) 式典運営は、競技団体及び関係機関等との連携のもと、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う。
- (2) 式典協力員は、市内の学校、関係団体等の協力を得て編成する。

### 4 式典内容

開始式及び表彰式の内容は、次のとおりとする。ただし、内容及び所要時間については、選手のコンディション等を配慮し、適宜、変更できるものとする。

- |                               |                               |
|-------------------------------|-------------------------------|
| (1) 開始式                       | (2) 表彰式                       |
| ア 開式通告                        | ア 開式通告                        |
| イ 競技会開始宣言                     | イ 成績発表                        |
| ウ 国旗掲揚（儀礼）                    | ウ 表彰状授与                       |
| エ 大会旗・実施競技団体旗・<br>県旗・市旗掲揚（儀礼） | エ 大会会長トロフィー授与                 |
| オ 大会会長トロフィー返還                 | オ 閉会のあいさつ                     |
| カ 開会のあいさつ                     | カ 歓送のことば                      |
| キ 歓迎のことば                      | キ 国旗降納（儀礼）                    |
| ク 選手宣誓                        | ク 大会旗・実施競技団体旗・<br>県旗・市旗降納（儀礼） |

ケ 閉式通告

ケ 競技会終了宣言

コ 閉式通告

## 5 式典音楽

式典音楽は、原則としてCD等を使用する。

## 6 その他

この要項に定めるもののほか、式典の実施に必要な事項は、実行委員会、競技団体等が別途協議のうえ、別に定める。

## 附 則

この要項は、令和6年2月19日から施行する。

## わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市弁当調達実施要項

### 1 目的

この要項は、近江八幡市で開催する「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手、監督、役員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について必要な事項を定める。

### 2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関等の協力を得て、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

### 3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成する。

### 4 弁当の種類

弁当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 斡旋弁当 選手、監督等に斡旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

### 5 調達期間

調達期間は、斡旋弁当については国スポ開催期間（公式練習日を含む。）とし、支給弁当については大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

### 6 弁当調製施設の選定及び取消

- (1) 実行委員会は、次に掲げる事項を満たす弁当調製施設を選定する。

ア 食品衛生法に基づく営業許可を有し、食品衛生関係法令に基づき、HACCPに沿った適切な衛生管理に取り組んでいること。

イ 弁当調製能力が、弁当調製施設の規模や従業員数等に見合ったものであること。

ウ 競技会の運営に合わせた受注、搬入及び廃棄容器の回収ができること。

エ 実行委員会が定める弁当料金、献立等に対応できること。

(2) 弁当調製施設の選定に係る具体的な基準については、別に定める。

(3) 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、選定を取り消すことができる。

ア 食品衛生関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止、若しくは期間を定めて停止処分等各種行政処分を受けたとき。

イ 食品衛生関係法令に基づく指導に速やかに従わないとき。

ウ 弁当調製業務を無断で第三者に委託したとき。

エ その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

## 7 弁当の料金

弁当の料金は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会が定める弁当調達要項等に準じるものとする。

## 8 弁当の発注及び納品

弁当の発注は、実行委員会が数量をとりまとめ、選定された弁当調製施設に対し発注する。弁当の納品は、実行委員会が選定した弁当調製施設が、各競技会場へ冷蔵車等で配達する。

## 9 弁当引換所の設置及び運営

実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

## 10 弁当調達業務の委託

実行委員会は、この要項に定める業務の全部又は一部を委託できるものとする。

## 11 その他

(1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における弁当調達業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。

## わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市医療救護対策要項

### 1 目的

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市医事衛生基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における医療救護の実施について、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護対策を実施する。

### 3 救護所の設置

#### (1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

#### (2) 人員配置

救護所には、競技団体と協議のうえ必要に応じて、医師、看護師、保健師、競技会係員等を配置する。

#### (3) その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）、担架等を配備する。

### 4 医療救護体制

#### (1) 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて救急自動車の出動依頼を行い、

医療機関に移送する。

(2) 宿舎における医療救護

国スポ参加者等が、宿舎において発病若しくは負傷した場合には、宿舎の管理者は速やかに医療機関と連絡をとり、その指示を受けるとともに市実行委員会へ連絡する。

(3) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

(4) 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は受診者の負担とする。

5 関係機関への協力要請

市実行委員会は、関係機関等の協力を得て医療機関及び消防署等に対し、傷病者の受入及び搬送の医療救護対策への協力、又は競技会場等への巡回等を要請する。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における医療救護の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

## わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市感染症（防疫）対策要項

### 1 目的

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市医事衛生基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における感染症（防疫）対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て感染症（防疫）対策を実施する。

### 3 感染症（防疫）対策

#### (1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民及び国スポ参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染症対策等、予防に向けた取組みを奨励する。

#### (2) 感染症に関する情報の収集及び提供

国スポ参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、近江八幡市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し国スポ参加者等への情報提供及び注意喚起に努める。

#### (3) 感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）に対するその他の措置

国スポ参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき措置を講じる。

### 4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、感染症（防疫）対策について必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における感染症（防疫）対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

## わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市食品衛生対策要項

### 1 目的

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市医事衛生基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」(以下「国スポ」という。)における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

### 3 食品衛生対策

#### (1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、市民、国スポ参加者等に食品衛生に関する意識の向上及び食品の衛生的取扱いの向上を図る。

#### (2) 食品衛生管理の強化

関係機関及び関係団体等の協力を得て、宿泊施設、弁当調整施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売に対して、食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品衛生の向上を図る。

#### (3) 健康管理

食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

#### (4) 食中毒発生時の対応

国スポ参加者に食中毒患者が発生した場合は、被害拡大を防止するため、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう連絡体制を整備する。

### 4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

## わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市環境衛生対策要項

### 1 目的

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市医事衛生基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

### 3 環境衛生対策

#### (1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関、団体等と連携し、市民、国スポ参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

#### (2) 会場等の環境美化

関係機関、団体等と連携し、競技会場、練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

#### (3) 生活環境の美化

関係機関、団体等と連携し、会場、宿舍等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

#### (4) 宿舍の衛生対策

関係機関、団体等と連携し、宿舍の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舍及びその周辺の環境衛生を保持するよう指導に努める。

#### (5) 廃棄物の処理

会場等におけるリユース可能な資機材の活用など、廃棄物の発生抑制に努める。また、処理体制に応じた分別収集を徹底し、廃棄物の適正な処理とリサイクルを推進する。

(6) 飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関等と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(7) 衛生害虫等の対策

関係機関、団体及び地域住民等の協力を得て、ねずみ、衛生害虫等の発生防止対策の啓発、予防及び駆除の指導に努め、環境衛生の保全に努める。

(8) 動物の適正管理

関係機関、団体等と連携し、飼い犬・猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努め、会場、宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。

(9) 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止に関する意識の向上を図り、会場の敷地内禁煙化に努める。ただし、会場敷地内及び会場周辺における受動喫煙防止、防火対策及び環境美化のために必要と認められるときは、健康増進法第 28 条第 13 号に定める「特定屋外喫煙場所」の要件を満たした場合に限り、会場敷地内の屋外の一部に、例外的に喫煙所を設置することができる。

#### 4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

## わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市輸送交通業務実施要項

### 1 目的

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市輸送・交通基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における輸送交通業務の実施について、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と連携を図るとともに、関係機関及び関係団体等の協力を得て、安全かつ円滑な輸送交通業務を実施する。

### 3 輸送交通業務の一般的事項

#### (1) 輸送対象者

- ア 選手、監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道関係者、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他、実行委員会が必要と認めた者

#### (2) 輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は、原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

#### (3) 輸送交通業務の範囲

- ア 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎、その他関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技会の運営に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、原則として当該輸送交通業務の範囲が近距離（概ね2キロメートル未満をい

う。) の場合は行わない。

#### 4 輸送交通業務の内容

##### (1) 輸送業務の内容

###### ア 輸送計画の策定

実行委員会は、関係機関及び関係団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等の内容とする輸送計画を策定する。

###### イ 指定集合地の設定

実行委員会は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関及び関係団体等と協議のうえ、指定集合地を設定する。

###### ウ 輸送経路の設定

実行委員会は、参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関及び関係団体等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

###### エ 輸送案内

実行委員会は、必要に応じて、鉄道駅に設置した案内所において、競技会場等への誘導案内を行う。

###### オ 広域配宿における輸送

実行委員会は、広域配宿によって近江八幡市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する選手、監督、競技役員等の輸送を実施する。

###### カ 同一競技が2市以上で行われる場合の輸送

同一競技が近江八幡市と近江八幡市以外の会場地で行われる場合、関係会場地実行委員会と協議のうえ、必要に応じて輸送を実施する。

###### キ 一般観覧者の輸送

実行委員会は、一般観覧者を安全、円滑かつ効率的に輸送を行うため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

###### ク バス・タクシー乗降場の設置及び係員の配置

実行委員会は、輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降場を設置し、必要に応じて係員を配置する。

###### ケ 全国輸送との連携

###### (ア) 指定下車駅等の設定

実行委員会は、県実行委員会と協議のうえ、選手、監督、役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄り駅等から1箇所以上設定する。

(イ) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舍の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、実行委員会は、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて輸送を実施する。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

実行委員会は、必要と認められる場合には、関係機関及び関係団体等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更、停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

イ 車両の確保

計画輸送に使用する車両は、借上げバス・タクシー等により行い、関係機関及び関係団体等の協力を得て、必要台数を実行委員会が確保する。

ウ 予備車の確保

実行委員会は国スポ期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

実行委員会は各競技会の円滑な運営に万全を期するため、近江八幡警察署等の協力を得て、必要に応じて、競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

実行委員会は輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

実行委員会は輸送対象者の通行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

実行委員会は交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、近江八幡警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場等、周辺の巡回を行う。

オ 指定駐車場の確保及び開設

実行委員会は、輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関及び関係団体等の協力を得

て、競技会場及び練習会場の周辺等に必要な指定駐車場の確保に努める。

なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な処置を講じる。

#### カ 指定駐車場の管理及び運営

実行委員会は、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

#### キ 駐車許可証の交付

実行委員会は、利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを明示することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

#### ク 交通環境整備

実行委員会は、国スポ期間中の交通混雑緩和及び環境負荷軽減のため、輸送対象者に対し公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。また、渋滞の原因となる路上駐車防止の啓発を行う。

#### ケ 道路機能の保全

実行委員会は、国スポ関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修等、必要な保全対策及び国スポ期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、道路管理者へ協力を求める。

### 5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送交通業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

### 附 則

この要項は、令和6年2月21日から施行する。

## わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市警備・消防防災実施要項

### 1 目的

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市警備・消防防災基本計画」に基づき、近江八幡市で開催する「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における警備・消防防災業務の実施について、安全かつ円滑な運営が行われるよう万全を期するため必要な事項を定める。

### 2 実施期間

警備業務及び消防防災業務の実施期間は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める国スポ開催前及び国スポ開催期間中とする。

### 3 実施場所

警備業務及び消防防災業務の実施場所は、競技会場、練習会場、駐車場等（以下「競技会場等」という。）とする。

### 4 実施体制

#### (1) 国スポ開催前

実行委員会は、関係機関及び関係団体等との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

#### (2) 国スポ開催期間中

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実施本部内の各競技会場部に警備業務及び消防防災業務の担当を配置し、競技会場等の警備業務及び消防防災業務を実施する。

### 5 警備業務

#### (1) 基本的事項

競技会場等の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

#### (2) 実施内容

##### ア 国スポ開催前

(7) 競技会場等における警備体制の確立に関すること。

(1) 実地路査の実施に関すること。

- (ウ) 通信体制の確立に関する事。
- (エ) 施設・構造物の安全対策の推進に関する事。
- (オ) 警備員等の確保と事前教育及び訓練に関する事。
- (カ) 関係機関及び関係団体等との連絡協力体制の確立に関する事。
- (キ) その他必要な警備業務に関する事。

#### イ 国スポ開催期間中

- (ア) 雑路事故及びその他の事件・事故の防止に関する事。
- (イ) 競技会場等及び必要と認める箇所での交通誘導警備に関する事。
- (ウ) 選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の競技会場等での誘導及び混雑防止の措置に関する事。
- (エ) 競技会場等及び周辺における犯罪の予防に関する事。
- (オ) 競技会場等における避難通路の確保に関する事。
- (カ) 迷子及び遺失物等への対応に関する事。
- (キ) 入退場者管理に関する事。
- (ク) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関する事。
- (ケ) 競技会場等への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関する事。
- (コ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関する事。
- (サ) 通信手段の確保、運用に関する事。
- (シ) その他必要な警備業務に関する事。

#### (3) 突発重大事案に係る対策

突発重大事案に係る対策については、関係機関及び関係団体等と連携を図り実施する。

## 6 消防防災業務

### (1) 基本的事項

- ア 消防法等関係法令を遵守し、特に競技会場等及び宿泊施設の消防防災に取り組む。
- イ 近江八幡市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

### (2) 実施内容

#### ア 国スポ開催前

- (ア) 競技会場等における消防防災体制の確立に関する事。
- (イ) 競技会場等における消防用設備及び水利等の点検整備に関する事。

- (ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関する事。
- (エ) 防火防災意識の高揚と、啓発活動の推進に関する事。
- (オ) 競技会場等での避難訓練に関する事。
- (カ) 競技会場等及び宿泊施設の予防査察に関する事。
- (キ) その他必要な消防防災業務に関する事。

#### イ 国スポ開催期間中

- (ア) 競技会場等における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関する事。
- (イ) 競技会場等の救急救助に関する事。
- (ウ) 競技会場等における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関する事。
- (エ) その他必要な消防防災業務に関する事。

#### (3) 広域配宿に係る対策

広域配宿に係る対策については、宿泊市町及び関係機関及び関係団体等と調整し実施する。

#### (4) 大規模災害に係る対策

大規模災害に係る対策については、関係機関及び関係団体等と連携を図り実施する。

### 7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における警備・消防防災業務の実施についても、必要に応じてこの要項に準じて実施する。

### 附 則

この要項は、令和6年2月21日から施行する。